

国基準と同等サービス・緩和型サービス（通所）の指定に係る記載事項

実施単位数を記載してください。2単位以上ある場合、付表2-1別紙にも記載が必要です。

勤務形態一覧表と一致するように記載してください。

該当する営業日に○を付けてください。

事業所	フリガナ	デイサービスエドガワ																				
	名称	デイサービス江戸川																				
	所在地	(〒133-0073) 東京都江戸川区鹿骨1-54-2 ハイッ鹿骨101号																				
管理者	連絡先	電話番号	03-1111-1111																			
	フリガナ	シシボネ ハナコ																				
	名前	鹿骨 花子																				
	生年月日	昭和60年1月1日																				
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務がある場合記入)	(有)生活相談員																				
	兼務する他の事業所又は施設(兼務の場合記入)	事業所等名称	兼務する職種及び勤務時間等																			
実施単位数 1単位		当該事業所で同時に																				
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">従事者の職種・員数(単位別)</td> <td>生活相談員</td> <td>看護職員</td> <td>介護職員</td> <td>機能訓練指導員</td> </tr> <tr> <td>専従</td> <td>兼務</td> <td>専従</td> <td>兼務</td> </tr> <tr> <td>常勤(人)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>非常勤(人)</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>				従事者の職種・員数(単位別)	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	専従	兼務	専従	兼務	常勤(人)	1	1	1	4	非常勤(人)			1	1
従事者の職種・員数(単位別)	生活相談員	看護職員	介護職員		機能訓練指導員																	
	専従	兼務	専従	兼務																		
常勤(人)	1	1	1	4																		
非常勤(人)			1	1																		
食堂及び機能訓練室の合計面積		90.31 m ²																				
主な事業事項	定員	25人																				
	営業日	日 月 火 水 木 金 土 祝	緩和型の定員 人																			
	営業時間	平日 8:30 ~ 17:30 土曜 8:30 ~ 17:30	その他年間の休日 12月30日~1月3日																			
	サービス提供時間	平日 9:30 ~ 16:45 土曜 9:30 ~ 16:45																				
	利用料	法定代理受領分	負担割合証の割合に																			
	その他の費用	運営規程に定めるとおり																				
	通常の実施地域	① 江戸川区	②	③																		
添付書類	別添のとおり																					

法人の住所等を記載されるケースが見受けられます。指定申請書と同様に事業所の内容を記載してください。

同一事業所内で兼務がある場合、ここに記載してください。例：生活相談員との兼務の場合、有に○を付け、右隣に生活相談員と記載。

他の事業所等との兼務がある場合、ここに記載してください。例：緩和型で施設の施設長との兼務がある場合、事業所等名称に施設名、兼務する職種及び勤務時間等に施設長と勤務時間を記入。

日曜・祝日、該当する場合は、○を付けてください。両方該当する場合は、両方○を付けてください。

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付すること。
 - 2 本事業所内で複数の単位を実施する場合にあっては、2単位目以降に係る利用定員及び単位別従事者の職種・員数については、付表2-1（別紙）に記載し添付すること。
 - 3 本事業所の所在地以外の場所で本事業の一部を実施するときは、付表2-2に必要事項を記載の上、添付すること。
 - 4 「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別添として差し支えない。
 - 5 基準緩和を行う場合、サービス内容、人員・設備基準等について、別紙「サービス事業に係る提案書」（参考様式9）も提出すること。